振興設備 〔特利③又は特利③－0.15%〕	・店舗等（建築基準法でいう増・改築等及び建物の賃借に要する敷金、権利金、保証金等とする。） ・配送用車両 ・冷凍設備 ・アイスクラッシャー ・電気鋸 ・情報近代化設備（コンピューター、コンピューターに接続する周辺機器、ソフトウエア及び電子商取引関連設備等をいう。） ・防犯設備 ・ＡＥＤ（自動体外除細動器）
組合 振興設備〔特利③〕	・共同情報近代化設備（共同デビットカード関連機器を含む。）

※特利②＝基準利率－0.65%　特利③＝基準利率－0.9%
　金利については、財投金利を元に毎月改定されます。
※基準利率2.25%（平成23年１月17日現在）

（別表２）氷雪販売業に係る融資の概要（平成23年４月１日現在）

貸付条件等	会　社　及　び　個　人
貸付対象	振興計画認定組合の組合員
貸付限度額	・設備資金　１億5,000万円 ・運転資金　　5,700万円（設備資金と別枠）
貸付使途 （貸付利率）	・設備資金 衛生設備（特利③）：一般貸付と共通 省エネルギー設備（特利②、③）：一般貸付と共通 振興事業特定施設（特利③又は特利③－0.15%） その他の設備（基準利率） ・運転資金 営業振興運転資金（基準利率、基準利率－0.15%）
貸付期間	・設備資金：原則18年以内 ・運転資金：５年以内（特に必要な場合７年以内）
担保・保証人	・担保：必要に応じて徴する。 ・保証人：原則１名以上

貸付条件等	組　合　等
貸付対象	・振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合 ・厚生労働大臣が振興指針を告示した業種に係る生活衛生同業組合連合会
貸付限度額	○生活衛生同業組合 ・設備資金及び共同購入運転資金：２億1,600万円 ・営業振興運転資金：4,000万円 ・振興事業運転資金：9,000万円 ○同小組合 ・設備資金及び共同購入運転資金：8,000万円 ・営業振興運転資金、振興事業運転資金：4,000万円 ○同連合会 ・営業振興運転資金：4,000万円 ・振興事業運転資金：9,000万円
貸付使途 （貸付利率）	○設備資金 生活衛生関係営業を営む場合：「会社及び個人」に同じ。 上記以外の組合事業（生活衛生同業組合連合会を除く。） ・共同利用設備資金（基準利率、特利③）：共同情報近代化設備、共同大冷蔵庫等 ・研究設備資金（基準利率）：一般貸付に同じ ○運転資金 生活衛生関係営業を営む場合：「会社及び個人」に同じ。 上記以外の組合事業 ・共同購入運転資金（基準利率）：一般貸付に同じ。 ・振興事業運転資金（基準利率）：認定を受けた振興計画に基づく振興事業を実施するために必要な資金及び生活衛生同業組合連合会が振興指針に係る指導事業を行うために要する資金
貸付期間	「会社及び個人」に同じ。ただし共同購入運転資金は５年以内
担保・保証人	「会社及び個人」に同じ。

○国土交通省告示第二百八十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年三月一日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　適性診断を実施する者の名称
　株式会社おんが自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀新川八十一番地の五
三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	引き起こした交通事故により死者を生じさせた者又は当該交通事故について刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条（業務上過失致死傷等）の罪に係る公訴を提起された者であって、当該交通事故の発生の日前一年以内に当該交通事故と同種の交通事故を引き起こしたことがあるもの	①心理テストによる診断 ②視覚機能の診断	交通事故を引き起こした者について、交通事故の発生の原因となった運転者の特性に応じて、運転に必要な注意力、判断力及び操作の適切さの程度を診断し、その診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こした者が交通事故を引き起こすに至った原因の分析、交通事故を引き起こした者が交通事故を引き起こすに至った原因の改善のための指導及び交通事故を引き起こした者が交通事故を引き起こすに至った原因の改善のために必要な運転に関する技能の向上のための指導を行うこと。